

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第 1 1 7 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和 8 年 8 月 4 日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

- 1 採捕の制限（じょれん及びふるいの目合の制限）
 - （１）アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり 1. 2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
 - （２）アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり 1. 2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
- 2 指示の適用海域
福岡県有明海区海面
- 3 指示の有効期間
令和 8 年 9 月 1 日から令和 1 1 年 8 月 3 1 日まで